

船舶事故調査報告書

平成23年5月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 山本 哲 也
委員 石川 敏 行
委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成23年2月8日 09時55分ごろ
発生場所	島根県 ^{おき} 隠岐の島町西方沖 隠岐福浦埼灯台から真方位276°26海里（M）付近 （概位 北緯36°19.9′ 東経132°39.0′）
事故調査の経過	平成23年2月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第一大成丸、88トン 129127、個人所有 35.75m×5.80m×2.41m、鋼 ディーゼル機関、617kW、昭和61年6月1日
乗組員等に関する情報	(1) 性別、年齢、受有免許 ① 機関長兼漁ろう長 男性 50歳 四級海技士（機関） 免許年月日 平成18年7月31日 免状交付年月日 平成18年7月31日 免状有効期間満了日 平成23年7月30日 ② 甲板員A 男性 49歳 (2) 甲板員Aの主な乗船履歴等 約20年前から漁船に甲板員として乗船しており、約6年前から本船の甲板員として乗船し、一旦、平成19年6月に下船したが、同年9月に再び雇い入れされた。 本事故当時、健康状態は普通、裸眼視力は右が1.5、左が0.6で、聴力は右が軽度の難聴であり、医薬品の服用及びアルコール類の摂取はなかった。
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長ほか6人が乗り組み、隠岐の島町西方25M付近の漁場で沖合底びき網漁業の操業を行っていた。 本船の底びき網漁は、両舷船尾から出した長さ約1,600mの2本の引き綱で底びき網を引くもので、船尾部から、右舷側の引き綱（以下「右舷綱」という。）に取り付けた長さ約2m、直径約90～100cm、重さ約15～20kgの円筒形の浮き（以下「タル」という。）を投入し、低速力で前

	<p>進しながら右舷綱を繰り出して投網予定地点で投網したのち、左に旋回して左舷側の引き綱（以下「左舷綱」という。）を繰り出しながらタルの投入地点に戻り、タルを揚収して右舷綱を左舷船尾に取ってえい綱を開始する方法を採っていた。</p> <p>本船は、機関長兼漁ろう長（以下「漁ろう長」という。）が操舵室で操船しながら操業の指揮を行い、船長及び他の乗組員を後部甲板に配置して22回目の操業を始め、タルを投入して約1～1.5ノットの速力で右舷綱を出しながら前進し、左回りで漁網及び左舷綱を順次繰り出しながらタルの投入地点に戻った。</p> <p>後部甲板の乗組員は、タルに付けていた長さ約7mの引揚げ綱を揚収して巻揚機で巻き、平成23年2月8日09時50分ごろ、タルを船尾に設けられた舷門（底びき網等を投揚網するための出入口）から後部甲板に取り込んだ。</p> <p>甲板員Aは、タルを左舷船尾の格納場所に移動させるため、タルの向きを変えて待っていたところ、甲板員Bが、タルの一端に取り付けられた右舷綱と引揚げ綱の2本がよれているのを見つけたので、綱のよれをとることにした。</p> <p>甲板員Bは、いつものように、綱のよれをとるためにタルを一旦海上に落とすことにし、後部甲板上の安全を確認したのち、「タルを入れるぞ」と大声で乗組員に声をかけ、巻揚機に取っていた引揚げ綱を放したところ、本船が前進していたことからタルが舷門に向けて動き出した。</p> <p>甲板員Cは、甲板員Aが、動き出したタルの上部を両手でつかんでタルとともにゆっくりと舷門方向に歩き出したのを見て、甲板員Aに「早く手を離せ」と叫んだ。</p> <p>甲板員Aは、09時55分ごろ、舷門付近で転倒し、舷門から落水した。甲板員Cは、すぐに非常ベルを鳴らして甲板員Aに救命浮環を投げた。操舵室で操船していた漁ろう長は、非常ベルで異状に気付いて機関停止とした。</p> <p>甲板員Cは、甲板員Aが救命浮環につかまったので、救命浮環に取り付けられていた索を手繰り寄せていたところ、甲板員Aが、意識を失いかけて救命浮環から手を離そうとしたので、海中に飛び込んで甲板員Aが沈まないように支えた。</p> <p>甲板員Aは、10時04分ごろ本船に引き揚げられ、人工呼吸や心臓マッサージが施された。</p> <p>漁ろう長は、10時05分ごろ、本事故の発生を船舶電話で兵庫県香住漁業無線局に連絡し、同無線局を通じて海上保安庁に通報された。</p> <p>甲板員Aは、11時45分ごろ来援した海上保安庁のヘリコプターに吊り上げられ、12時25分ごろ病院へ搬送されたが、13時00分ごろ死亡が確認され、死因は溺水と検案された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南東、風速 約5～6m/s、視界 良好、気温 約6.7℃</p> <p>海象：波高 約1m、水温 約11℃</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の操業は、投網に約30分、えい綱に約1時間及び揚網に約30分の計約2時間を要する。</p> <p>甲板員Aは、ヘルメット、上下の合羽、ゴム手袋及び長靴を着用してい</p>

	<p>たが、作業用救命衣又は救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本船は、操業中にタルの一端に取り付けられた2本の綱がよれることが時々あり、海上にタルを落として綱のよれをとっていた。</p> <p>通常、タルは船内に取り込まれたら、次の作業がしやすいように甲板員Aがタルの向きを変え、甲板員Aと他の甲板員の2人で左舷船尾の格納場所に移動した。</p> <p>本船の後部甲板上には、本事故当時、タルのほかには漁具が置かれておらず、また、後部甲板には、ほとんど傾斜がなかったが、舷門付近は急傾斜（スロープ）となっていた。</p> <p>本船では、ふだんから、船尾甲板の漁ろう作業などに従事する際、乗組員が作業用救命衣等を着用していなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 なし なし</p> <p>甲板員Aの死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、隠岐の島町西方沖において投網作業中、タルに取り付けられた2本の綱がよれていたため、タルを海上に落としてよれをとろうとした際、甲板員Aが、タルの上部を両手でつかんでタルとともに船尾方向に歩いていたところ、舷門付近で転倒し、舷門から落水したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、隠岐の島町西方沖において投網作業中、タルに取り付けられた2本の綱がよれていたため、タルを海上に落としてよれをとろうとした際、甲板員Aが、タルの上部を両手でつかんでタルとともに船尾方向に歩いていたところ、舷門付近で転倒したため、舷門から落水したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>本船は、ふだんから、船尾甲板で漁ろう作業などに従事する際、乗組員が作業用救命衣等を着用していなかったため、本事故後は、着用することとした。</p>	